

都道府県の森林・林業に関するアンケート結果
【詳細版】

1. 調査概要

(1) 調査目的

都道府県における森林・林業の実態を把握し、必要な規制改革を検討するにあつての論点整理を目的として、任意回答でのアンケートを実施

(2) 調査対象

47 都道府県の森林整備・林業担当部課において、現場業務に携わる者

(3) 調査手法

調査票の郵送によるアンケート

(4) 調査実施時期

平成 21 年 8 月 27 日～平成 21 年 9 月 11 日

(5) 回答状況

44 都道府県より回収（回収率：93.6%）

※ 各都道府県からの意見については、森林・林業の実態にかかる「生の声」を可能な限り反映させる観点から、一部の重複意見及び補足回答等の整理要約を除き、原則として、全意見を記載している。
なお、特定団体(都道府県等)を識別することができるおそれのあるものについては、最低限の修正を行っている。

2. 調査結果

(1) 森林情報等について

Q 1. 都道府県の管轄内において、森林の所有境界は明確になっていますか。

- ① 明確になっていない場所は森林全体の 7 割以上ある。
- ② 明確になっていない場所は森林全体の 5 割程度である。
- ③ 明確になっていない場所は森林全体の 3 割程度である。
- ④ 明確になっていない場所は森林全体の 1 割以下である。
- ⑤ 明確になっていない場所はない。
- ⑥ 分らない。

→①～④の場合

具体的な状況やそれによって困っていることがあれば、記入願います。

[Empty box for handwritten responses]

【A 1】

(単位：件、%)

	①	②	③	④	⑤	⑥	計
回答数	7	11	9	4	0	13	44
回答割合	15.9	25.0	20.5	9.1	0.0	29.5	100.0

→「③ 明確になっていない場所は森林全体の3割程度である。」以上の回答が全体の 61.4%を占める。

【具体的な状況やそれによって困っていること（意見）】

①の回答者

- ・地籍調査済の森林境界が確定している場所はほとんどない状況。
- ・山林部の地籍調査進捗率は、1 割弱となっている。
- ・森林所有者の高齢化が進み、地籍調査の必要性は感じているが、対象面積が広く、費用、マンパワーの面で進んでいない現状にある。
- ・現状では、森林計画図等の境界資料の活用と現地立会（森林所有者・境界を良く知る地域世話役・境界を熟知した森林組合職員）とにより問題化していないが、過疎化や世代交代により、現地立会が難しくなると問題になる。
- ・公図の精度が低く、また地権者の高齢化、不在村化や森林の整備不足等により、境界確認が困難である。一方、境界が不明であるため、森林の整備も進まない。
- ・境界が不明確なため、一部の森林において施業の声かけが困難であるなど、施業の前提条件の整わないケースがある。
- ・森林の所有境界が明確化できない地域は、森林整備の促進が図れない。
- ・間伐等の森林施業の低コスト化を図るため、集約化を推進しているが、境界の不明確化によって、集約化に時間を要している箇所もある。

②の回答者

- ・国土調査が森林において進んでいない市町村が多い。
- ・県内の市町村における地籍調査の完了状況は 5 割程度である。
- ・現地立会を行っても所有者の高齢化や世代交代により境界が分らない。また、不在村所有者が多く、現地立会が困難な状況が多い。
- ・所有者を確認するのに時間と経費がかかり過ぎる。
- ・森林所有境界の明確化は、地籍調査が前提となる場合が多い。
- ・地籍調査の実施の有無で県全体の山林部を見れば、5 割余りが境界不明。ただし、市町別で見た場合はほぼ 100%実施済の市町もあれば、10%に満たない市町もある。また、地籍調査が済んでいるからと言って、現在の森林所有者が境界を確実に把握しているかは別であり、厳密に「境界」を把握しようと思えば再測量等で復元しなくてはいけない箇所は相当あると思われる。境界が不明な森林については、森林施業の実施ができないという事例が生じている。

- ・森林の所有境界が不明確であるため、森林整備の実施に支障がある。
- ・間伐等の森林整備や保安林の指定等の事業が進まないひとつの原因となっている。
- ・保安林の管理に支障が出たり、伐採等に際して所有界が不明確なための誤伐等により、紛争に至っている事例もある。
- ・施業の実施や計画がうまく進まないことがある。
- ・間伐など森林施業を実施する区域が確定できないため施業委託ができない。そのため所有者への森林施業の声掛けが後回しになる。
- ・森林施業のための作業道設置の同意がとれず迂回して設置しなければならないことがある。
- ・施業団地を設定しても虫食い状態となり効率的な施業が進まない。(施業団地の設定が困難)
- ・所有界が明確でない森林において、森林施業の集約化が進まず、適切な森林整備の推進が図れない。
- ・森林所有者の高齢化や後継者の不在村化に伴い、境界確定地においても森林施業時等に現地で境界が分からない場合がある。

③の回答者

- ・国土調査成果の取り込みが完了している森林が約7割あるが、実際に現地で境界杭が残っていない箇所も多く、境界が明確に確認できない場所の割合は3割より多い。また、境界が不明確な森林は様々な事業実施に困難性を伴う場合が多い。
- ・国土調査の地籍調査が9割弱完了している。調査後の経過年数や筆界未定等を考慮して、3割程度と推定した。筆界未定地については、造林補助の対象から除外している。
- ・森林の所有境界については、森林所有者や地元山林に精通した森林組合員等の世代交代、不在村地主の増加、山林の管理不足や地形の変化による境界目印の喪失等により年々確定作業が困難となってきており、早急な対応が望まれる。
- ・明確の判断基準が曖昧である。国土調査等が実施されていても、年数が過ぎ、杭等がなければ、境界は容易に確定できない。そのため、造林補助事業等を実施する場合でも、境界を再確認したうえで実施している現状がある。
- ・森林の所有境界が明確になっていない箇所においては、森林整備が進まない状況にある。
- ・不在村化した所有者の相続に伴い、境界の不明瞭化が、進行している事例が散見。
- ・境界が不明であることが要因で間伐の実施に支障をきたす事例がある。また、所有者の高齢化や相続等により境界が不明である区域が拡大することが懸念される。
- ・森林整備に着手できない事例が発生しており、未整備森林の解消に支障をきたしている。

④の回答者

- ・平成20年度までの国土調査進捗率は、9割強。
- ・高齢化・不在村化により、境界の不明瞭化が進んでいる。
- ・事業を実施していく際に、所有者の承諾を得るのが困難である。また、林業収益を上げるために集約化する必要があるが、その支障となっている。

その他(⑥の回答者)

- ・本県の地籍調査は進捗率約9割(面積比率)であるが、森林の所有境界が明確なのかについては、調査する手段がなく、把握していない。ただ、現地では、境界杭が不明であったり、相続などにより境界がわからなくなり、間伐の推進に支障をきたす場合もある。
- ・国土調査の実施状況は、約6割程度である。境界がわかる方が高齢化しており、森林整備推進のため、早期の対応が望まれる。
- ・地積調査、明確化のための各種事業等により県が把握している場所は、民有林の約2割(人工林の約3割)。しかし、データが不十分で把握しきれないため、早急に調査を行うことが必要。
- ・都道府県有林では、地籍調査等を行い、現地に標柱を埋設することにより境界が明確になっているが、一般民有林の境界について、同様の措置がどの程度講じられているかは把握できない。
- ・県では、私有林の公的管理・支援を行う「〇〇事業」を実施している。この事業では、隣接の所有者にも立合いを求め、所有界の確認を行うが、確認できない場合には、施業界だけを決めて事業を進めている。
- ・森林組合等が所有境界の明確化を行う場合、個人情報保護の関係から行政からの情報入手が困難であり、作業に支障を来している。
- ・県では小規模林家を集約化する諸施策を講じているが、森林の所有境界が明確でないことは、最も大きな弊害となっている。
- ・間伐等の森林整備事業が進まない。
- ・治山事業実施の際、所有境界を確定する必要があるため、所有者との立会や確認に時間を要する。
- ・県事業執行の支障となっており、事業地の境界確認ができていないために、繰越しする案件が増えている。

Q2. 都道府県の管轄内において、不在所有者はどの位の割合で存在しますか。

- ① 不在所有者の森林面積は全体の7割以上である。
- ② 不在所有者の森林面積は全体の5割程度である。
- ③ 不在所有者の森林面積は全体の3割程度である。
- ④ 不在所有者の森林面積は全体の1割以下である。
- ⑤ 不在所有者の森林面積はない。
- ⑥ 分らない。

→①~④の場合

不在所有者の森林に対して、講じている対応策を記入願います。

【A2】

(単位：件、%)

	①	②	③	④	⑤	⑥	計
回答数	0	2	32	7	0	3	44
回答割合	0.0	4.5	72.7	15.9	0.0	6.8	100.0

→「③ 不在所有者の森林面積は全体の3割程度である。」の回答が最も多く、全体の72.7%を占める。

【不在所有者の森林に対して、講じている対応策（意見）】

②の回答者

- ・森林施業の集約化を図るため、施業集約化・供給情報集積事業により、森林組合が不在所有者を含む森林所有者に対して森林施業の働きかけ等を実施。なお、都道府県内に居住する不在所有者（都道府県内に森林を所有する者に限る）に対しては、都道府県の機関である森づくりセンターの林業普及指導員が相互に連携し、森林施業の働きかけ等の普及指導活動を実施。

③の回答者

- ・森林組合が中心となり、不在村所有者森林の施業受託を進めている。
- ・森林組合が不在所有者へのダイレクトメールを送付のうえ、相談会を開催し、山の管理や施業の委託の働きかけや、相続登記の相談等を行なっている。
- ・一部の森林組合では、不在村森林所有者に対し、ダイレクトメール等により通知し、施業の説明、働きかけを行っている。
- ・一部の森林組合が国の助成制度を活用して森林の現況、施業の提案も含めて不在所有者の調査を実施している。
- ・森林組合が不在村所有者に対し、ダイレクトメールを送付したり、ふるさと森林会議への参加を呼びかけている。
- ・不在所有者の森林に対しては、森林組合等を通じて長期受委託契約の締結により、森林施業計画を作成することにより、適切な森林施業を実施するよう指導している。
- ・森林組合の組合員であれば、森林組合が組合員だより等をダイレクトメールで不在所有者に送付している。
- ・森林整備実施予定箇所に不在村所有者が該当した場合、森林組合等からダイレクトメールや電話等で森林施業の提案や説明等を行っている。
- ・不在所有者に対して、森林現況の説明会等を森林組合が中心となって開催。
- ・各森林組合において県外の組合員には、組合の広報誌を送付している。また、組合員以外についても、必要がある時には連絡先を調べて、連絡をとっている。
- ・森林組合等による不在村森林所有者へのダイレクトメールによる森林情報の提供や施業の働きかけ。
- ・森林施業計画において、森林組合等が、不在所有者の森林を含めて施業の集約化を図っている。さらに、今年度から、森林整備地域活動支援交付金や森林整備加速化林業再生事業において森林境界の明確化を実施し、境界を保全することとしている。

- ・森林組合では、不在村の組合員（一部非組合員を含む。）に対し、森林施業計画を作成するための加入案内や、補助事業等を紹介し、森林整備の推進に努めている。
- ・県森林組合連合会等において「施業集約化・供給情報集積事業」を活用し、森林施業の意向に関するダイレクトメールを送付している。
- ・「ふるさと森林会議」を通じた情報提供（森林組合連合会）
- ・県としての取組は現在のところ無いが、森林組合においては、全国ふるさと森林会議を利用するなどし、不在村所有者への接触を図っている。
- ・県内在住の不在村森林所有者に対して所有林の経営相談会等を開催。
- ・県外在住の不在村森林所有者に対して森林組合等が直接出向き施業の働きかけ活動の実施。
- ・森林組合や林業事業者等と長期施業受委託契約を結ぶよう、市町村や森林組合、林業事業者等を通じて働きかけを行っている。
- ・森林組合等への管理委託をすすめている。
- ・森林組合への施業委託を進めてはいるが、小規模森林所有者（1ha未満）が多く対応に苦慮している。
- ・県の独自課税制度を活用した森林整備において、不在所有者の森林も含めた団地を形成するために森林組合が調査を実施している。
- ・「〇〇県民税」を通じた施業勧誘、「〇〇ニュース」による情報提供、「ふるさと森林会議」による相談。
- ・市町村の協力を得て、所有者情報を収集し、普及活動に用いる。
- ・私有林の公的管理・支援（〇〇事業）では、事業候補地の所有者が他県等の場合であっても、所有者の了解が得られれば、協定等を締結の上、事業を実施している。
- ・林業普及指導職員が中心となり、不在村所有者の森林を包括した施業の団地化に取り組んでいる。
- ・県が森林組合等の事業体に情報の提供を呼びかけてきたが、今年度、緊急雇用創出事業により、県内全森林所有者あてに森林の所在確認、森林整備事業の紹介や整備の呼びかけを行う予定である。
- ・市町村、森林組合等が行う不在村森林所有者等の所在把握、所有森林の境界状況等の調査や不在村森林所有者の森林整備推進のための普及啓発活動等に助成している。
- ・県としては、特に対応策は講じていない。（意見複数）
- ・不在所有者森林に限定したものはない。

④の回答者

- ・不在村者の森林に対しては、森林組合が森林施業を長期に受託（長期受委託契約）する制度を活用。森林管理・施業の必要に応じて、各種補助事業を導入。（森林整備地域活動支援交付金、造林事業など）
- ・不在所有者に対して、森林相談会や講習会等を実施している。
- ・〇〇森づくり事業により、手遅れまたは放置された林分の針広混交林化を図るための事業を推進している。

- ・森林組合への施業委託の促進。
- ・森林組合が首都圏で不在所有者を対象にして開催する「ふるさと森林会議」を支援している。
- ・森林管理は委任事項であり、不在村所有者の意識が低いこと。また、取り組みに必要な費用負担が発生することから、進捗度合いは極めて低い。
- ・特になし。

その他（⑥の回答者）

- ・不在所有者に対する直接的な施策は県の行政としては特に対応していない。ただし、当県は人工林率が高い地域において森林組合等が長期施業受託等により森林を団地化して林業の経営を行なっていく取組みをしており、この中で不在所有者への郵便物等で説明を行い、長期施業受託契約に繋げて不在所有者の森林整備を実現している事例はある。

(2) 森林の整備・保全について

Q1. 保安林制度は、水源のかん養、災害の防備、生活環境の保全・形成等の公共の目的を達成するため、森林を指定し、一定の行為制限を課すものですが、当該制度の運営面（指定対象・行為制限・助成措置等）での課題はありますか。

- ① 運営面での課題は大変多い。
- ② 運営面での課題は多い。
- ③ 運営面での課題は多いとも少ないともいえない。
- ④ 運営面での課題は少ない。
- ⑤ 運営面での課題はない。
- ⑥ 分らない。

→①～④の場合

制度運営面について、課題と思われる事項を具体的に記入願います。

【A1】

(単位：件、%)

	①	②	③	④	⑤	⑥	計
回答数	4	19	10	2	8	1	44
回答割合	9.1	43.2	22.7	4.5	18.2	2.3	100.0

⇒「② 運営面での課題は多い。」以上の回答が全体の 52.3%を占める。

【制度運営面について、課題と思われる事項（意見）】

①の回答者

- ・3種の権限（大臣直轄・法定受託・自治）により、事務区分が複雑である。また、明確

に区分されていない事務もあり、責任が不明確である。それぞれの権限の主体の事務経費の負担が見合っていない。保安林制度と河川3法事業との調整が困難になっている。転用解除と作業行為許可による転用との違いが不明確である。

- ・民有保安林の管理は都道府県が行っているにも関わらず、殆どの民有保安林の指定、解除及び指定施業要件変更の権限が国にあること。
- ・大臣権限の保安林解除において、国へ進達した後の事務処理に多大な時間を要し、支障が生じる。
- ・立木の生長に伴い、電線等への接触する可能性があっても、立木の伐採条件に該当しないことから、伐採ができず、危険を伴う枝葉の除去といった対応しかできない。
- ・一旦、保安林に指定されると解除が非常に難しいこと。
- ・保安林の区域を地籍により特定しており、筆界の移動によって、保安林区域も移動せざるを得ない。
- ・森林法の罰則が軽く、違反に対する抑制力がほとんどない。
- ・箇所、面積共に多いことから、適正な管理が難しい。

②の回答者

- ・現在、保安林制度は、大臣権限と知事権限に分かれており、事務が煩雑になっている。一部では実務のスピードが違うので、支障が出ているところもある。
- ・国有林野の行為制限（立木伐採、土地の形質変更等）について、都道府県に許可事務があることは、運営上支障がある。保安林の適正な管理の観点から、国が行うべきだと考える。
- ・指定・解除に係る権限委譲がされていない（1～3号保安林で重要流域に係るもの）。
- ・地方分権一括法により、保安林の指定・解除等事務に係る財源は、委託金、補助金に分かれているため、事務が繁雑になっている。
- ・国調の成果や市町村合併等による地番の異動、相続などを原因とした未分筆地番の細分化によって、土地所有者の実態が把握しづらい状況になっている。そのため、保安林の指定や、指定の解除について、地番を指定した告示により行っている現行の保安林制度では、保安林の管理・運営において支障が生じている。
- ・保安林指定は地番指定であるため、地番界が明確にされることで現地での詳細な保安林区域も明らかとなるが、昨今は森林所有者が民界が判らないため、役所に民界の確認に来られる様であり、境界確定が喫緊の課題である。
- ・地番指定のため、境界を明確にする必要があり、国土調査の早急な実施が望まれる。
- ・保安林制度の適用は「保安林台帳」に記載された土地（地番）について行われるが、地籍の異動（地番の振り替わり、分合筆等）の事実を保安林管理者である知事は知りうる立場にない。これを避けるため、知事は地籍異動調査を随時行って台帳の更新を行うこととしているが、全台帳を常に最新の状態に保つことは困難である。このため保安林の指定の有無の確認は、その都度個別に調査・照合して判断する必要があり、サービスの迅速化を損なう一因となっている。
- ・保安林である土地は不動産登記規則により地目を「保安林」とすることになっているが、

これは土地の全部が保安林である場合に限られており、一部が保安林である場合には地目が「山林」と表記されている。このため、登記事項証明書のみでは保安林の有無が確認できないため、土地売買にまつわるトラブルや無断転用等の一因となっている。

- ・部分指定や部分解除は、管理上、問題を残すので、分筆を義務付ける必要がある。
- ・保安林制度は私権に制限を課すと同時に税制上の優遇を受けることのできる制度であり、公平かつ正確に制度を適用する必要がある。
- ・保安林所有者側においても世代交代や売買等により保安林であることの認識の欠如や各種制限の理解不足等により制度の遵守が損なわれるおそれがある。
- ・指定時の同意を得ることが困難。
- ・森林所有者の代が替わることによる保安林としての認識の欠如。
- ・保安林制度全般の一般住民の認識が薄い。
- ・相続や土地売買等により、所有森林が保安林であるとの認識がないまま開発等される案件が散見される。
- ・相続人への周知。
- ・現地の再現性のない公図により指定された保安林について、保安林界が不明瞭なものがある。また、現在の保安林指定もそのような公図に頼らざるを得ない状況である。(境界を特定する財源がない。所有者にも境界がわからない等。)
- ・明治、大正時代に指定された保安林については、位置等の把握が非常に困難であり、トラブルの原因となるケースが多い。
- ・国土調査が入っておらず境界が不明確なところもあるため、保安林区域の信頼性が問われる。
- ・国有保安林内の立木伐採等については、知事が許可もしくは知事と協議することとなっているが、近年、国有保安林が増加し、事務手続が増大している。保安林は県で管理することとなっているが、国有林は管理局等で適正に管理されているため、知事との手続は不要と思われる。また、7号以下の保安林については国からの補助等が受けられないため、県の厳しい財政事情から予算措置が適切に講じられず、保安林の制度運用に支障を来している。
- ・国の法定受託事務に係る予算が少ないため、県費で賄っているが予算が不足し、十分な対応ができない。
- ・県では、治山事業等により保安林の整備を進めているが、予算上の都合等から充分進まない状況にある。森林所有者自身が積極的に整備・管理していくインセンティブや仕組みづくりに取り組む必要がある。
- ・都市化が進展した地域に点在する保安林や、松くい虫被害により荒廃した保安林について、その機能を疑問視する傾向や開発対象となるケースがあり、地元や関係者への説明に苦慮している。
- ・公益上の理由により私権を制限する保安林制度は、制限を受ける森林所有者にとって保安林に指定されたことによるメリット感が乏しいため、地域森林計画による保安林指定が進みがたい。

- ・権利関係、境界事情が複雑に絡んだ箇所が多く、指定・解除について、事務処理に膨大な時間を要している。また、市街化区域内あるいは市街化区域に隣接する保安林が多く、住宅建設等や相続を目的とする解除相談が多い。一方で、市街化区域内における緑(保安林)の維持を主張する強い意見もある。このほか、住宅地に隣接する保安林の維持管理が所有者によって十分に行われてないため、保安林の維持管理は所有者の義務であるにもかかわらず、その維持管理を居住者が県に要望するというケースが増大している。
- ・保安林の所有者と受益者が異なることが多く、利害が対立する場合がある。私的権利を制限するものであるため、違反行為に対して強硬な手段をとり難い部分がある。また、所有権に基づく個人の管理義務と、国及び県が行うべき機能の確保とが混同され、誤解されやすい。
- ・税制面や補助事業での優遇措置は行為制限に比較して小さすぎるため、拡大が必要。
- ・現地の管理体制(違法伐採、無断開発の監視、災害の発生などの情報収集。)
- ・保安林解除が指定理由の消滅や公益上の理由により、必要が生じたときに限られており、所有者に理解が得られない。
- ・保安林の指定・解除の事務処理に要する時間がかかり過ぎる。
- ・指定区域の増加に伴い、許認可事務等保安林管理に要する事務量が増加している。
- ・今回の景気対策などの公共事業においては、事業効果の早期出現のため、迅速な事業執行を図る必要があるが、解除手続きに時間を要し支障を来すなどの課題が生じている。各事業の設計基準と保安林の審査基準が重複する内容は、保安林の審査基準を省略するなどの合理化を進める必要がある。
- ・小規模な保安林解除の事務手続きについて、簡素化できないか。

③の回答者

- ・森林管理局管理の国有林の行為制限については、国が管理すべき。
- ・保安林の位置の特定は多くの場合、「地番」によって行われるが、当県においては国土調査の進捗率が低く、正確な保安林の位置特定が困難な地域が混在している。できるだけ早い国土調査の実施が望まれるが、市町村の厳しい財政状況等から思うように進んでいない。
- ・皆伐に係る立木の伐採をしようとする場合は、その許可申請の時期が年4回に限られていることから、今後期待される木材需要に柔軟に対応できないことが懸念される。したがって、常時申請が可能な制度に改めるよう検討してほしい。
- ・県が行なう保安林に係る事務に要する費用については財源が分けられており、同じ事務処理でも重要流域における1～3号保安林に係る事務は委託(全額国庫)、4～11号保安林に係る事務は補助(1/2国庫)に分けられ、また、一部の事務は税源移譲されている。国からは財源ごとに区分経理するよう指導があるが、平行して同様の事務を行なっていることから、その費用を区分経理する事務は煩雑である。加えて、委託事業や補助事業にあっては、保安林に係る事務は通年(4/1～翌年3/31)で発生するにもかかわらず、委託契約期間内や補助金交付決定後に発生した事務でなければ国費を充当することができないため、委託契約期間外(4/1～契約締結日まで及び契約期間満了日～3/31ま

で) や 4/1~交付決定までに発生した事務に係る費用を県が負担せざるを得ない状況になっている。

- ・指定予定地が人工林である場合、植栽の義務を課すことになるが、これがネックとなり、保安林に指定できない場合がある。
- ・伐採等の手続きがあまりにも複雑。例えば、作業道を開設し利用間伐を行う場合には、少なくとも次の3つの手続きが必要である。

i) 森林法第34条の3

保安林内間伐届 (対象: 間伐区域 ※当県においては市町村事務)

ii) 森林法施行規則第22条の8

保安林内立木伐採届 (対象: 作業道や集材架線の支障木)

iii) 森林法第34条第2項

保安林内作業許可申請 (対象: 作業道に係る土地の改変部分)

これらの手続きは、非常に煩雑であるため、森林所有者等にとって分かりやすく、運用しやすい制度を検討してほしい。

- ・指定施業要件の変更事務に関する簡素化。(添付書類の削減等)
- ・公共事業にかかる解除については、もう少し簡素化した方がよいのでは。
- ・全村保安林化に取り組んだある村において、地元住民がやむを得ず保安林内に養鶏施設を計画したが、解除理由(公益的理由)に該当しないため断念した事例があった。
中山間地域においては、地域活性化に繋がる施設整備の場合は、特例措置とし認めるなどの解除要件の緩和が必要であると思われる。
- ・材価の低迷により、伐採後の植栽義務が所有者に相当な負担となりつつあるため、助成措置の拡大等の検討が必要であると思われる。
- ・保安林は、個人所有の場合、私的財産に制限を課すため、新たに保安林の指定を行う場合、理解が得られにくい。
- ・中山間地での課題は少ないが、都市近郊では開発を求める声が多い。
- ・保安林の土地の所有権移転や相続があった場合、保安林内での行為制限(伐採制限、皆伐後の植栽義務など)が承継人に正確に受け継がれていない懸念がある。
- ・保安林制度の周知が十分に徹底されていない。
- ・森林所有者が保安林の認識が欠如している場合がある。
- ・伐採制度の取り扱いが複雑で、一般の所有者には理解しにくい。

④の回答者

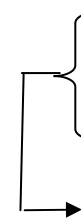
- ・森林の施業・管理に必要な施設等で規模の小さいものについては、届出による処理と出来ないものか。

その他(⑥の回答者)

- ・指定施業要件の伐採限度面積については、環境を重視すれば小面積が望ましいが、林業経営の視点からすると大面積の方が望ましく、森林所有者の理解を得るのは、難しくなっている。

Q2. 保安林は、伐採の制限及び植栽義務が課せられていますが、私有林においても守られていますか。

- ① 守られている。
- ② どちらかといえば、守られている。
- ③ どちらともいえない。
- ④ どちらかといえば、守られていない。
- ⑤ 守られていない。
- ⑥ 分らない。



→③~⑤の場合

平成18年度~20年度の3か年に不適切な施業(違法伐採・植林放棄等)に対して、都道府県が是正指導を行った事例は合計で何件ありましたか。

・() 件

→1件以上の是正指導がある場合

都道府県が是正指導を講じた事例について、具体的に記入願います。

→是正指導の事例がない場合

是正指導を講じなかった理由について、具体的に記入願います。

【A2】

(単位: 件、%)

	①	②	③	④	⑤	⑥	計
回答数	8	25	10	1	0	0	44
回答割合	18.2	56.8	22.7	2.3	0.0	0.0	100.0

→「② どちらかといえば、守られている。」以上の回答が全体の75.0%を占める。

■是正指導の件数

1~10件: 8都道府県、11~20件: 2都道府県、21件~: 1都道府県

※上記の他、②を選択し、是正指導を行った都道府県が2あった。

1件以上の是正指導がある場合の回答者

【是正指導を講じた事例（意見）】

- ・保安林内伐採許可を得ず、立木の伐採を行った。
→始末書の受理。
- ・保安林内伐採届、伐採許可を得ず、立木の伐採並びに土地の形質の変更を行った。
→始末書の受理、作業許可申請の受理。
- ・保安林内作業許可を得ず、土地の形質の変更を行った。
→中止命令、復元の誓約書の受理。
- ・違法伐採を発見した際、口頭による作業の中止を命じ、伐採跡地に植栽させ、林地に復旧した。また、森林法違反として、植栽など公文書による原形復旧を命じても履行されなかったことから、警察に告発した事例もある。
- ・無許可伐採の行為者に対し、始末書の提出と併せて、復旧計画書を提出させ、原形復旧を指導している。
- ・保安林内無断伐採・無断転用案件に対し中止命令を行い、復旧計画書を提出させ原形復旧を指導した。
- ・違法作業道の原形復旧、違法伐採地への植栽。
- ・素材生産業者が保安林内立木伐採許可申請をし、許可された後に伐採作業を行った。ところが、伐採完了後、県が現場を確認したところ、土地が改変され木材搬出用の土場（約 0.1 ha）が設置されているのを発見した。これは事前の保安林内作業許可が必要な行為であるので、経緯を確認するとともに是正指導を行ったところ、行為者は指導に従い、植栽により森林に復旧した。
- ・土地所有者以外の者が、保安林と知らずに無断で立木の伐採等を行った。
- ・主伐後に植栽をしていない。
- ・伐採後2ヵ年経過した現地の植栽指導を行い、植栽を完了させた。
- ・違法伐採に対して、植栽を指導し、実施がなされた。
- ・文書や口頭による伐採中止指導や植林指導を実施。
- ・土砂流出防備保安林の所有者が、保安林を伐採し、資材置場の造成を行っていたところ、造成途中で発見し、口頭により中止させ、復旧命令を行った。その後、1ヶ月以内に植栽が行なわれた。
- ・無断伐採業者に対し、県から文書により行為の中止及び嚴重注意を行い、始末書と復旧計画書を提出させ、植栽により復旧させた。
- ・作業道開設時、保安林区域と区域外の区域誤解による未申請の是正。
- ・保安林制度の無知による未手続。

是正指導の事例がない場合の回答者

【是正指導を講じなかった理由（意見）】

- ・事例の発生がなかったため。

Q3. 保安林以外の民有林については、市町村は市町村森林整備計画に適合しない伐採及び伐採後の造林の計画にかかる変更命令や当該計画を遵守していない場合の施業の勧告等を行うことができますが、この様な措置が私有林に対して講じられた事例はありますか。

- ① 措置が講じられた事例は大変多い。
- ② 措置が講じられた事例は多い。
- ③ 措置が講じられた事例は多いとも少ないともいえない。
- ④ 措置が講じられた事例は少ない。
- ⑤ 措置が講じられた事例はない。
- ⑥ 分からない。

→①～④の場合

講じられた措置事例について、具体的に記入願います。

→⑤の場合

措置が講じられなかった理由を記入願います。

【A3】

(単位：件、%)

	①	②	③	④	⑤	⑥	計
回答数	0	0	0	1	39	4	44
回答割合	0.0	0.0	0.0	2.3	88.6	9.1	100.0

→「⑤ 措置が講じられた事例はない。」の回答が最も多く、全体の 88.6%を占める。

→①～④の回答者

【講じられた措置事例（意見）】

- ・伐採及び伐採後の造林届出書に記載されている伐採開始日前での伐採を確認したため、届け出を行った森林所有者等に対し嚴重注意を行うとともに、作業を中止し伐採及び伐採後の造林届出書を再提出する内容の勧告を発出した。

→⑤の回答者

【措置が講じられなかった理由（意見）】

- ・命令及び勧告を行う事例がなかったため。(意見複数)
- ・措置を講じるような事例がない。

- ・市町村森林整備計画に適合しない伐採がなかった。
- ・適切な施業がなされているため。
- ・是正指導等により適正に処理されている。
- ・市町の指導により、事前に所有者や伐採者が市町村森林整備計画に適合した伐採を行っている。
- ・伐採及び伐採後の造林届の受理を行う際に、森林法に基づき適正に伐採等を行うように指導しているため。
- ・市町村が伐採届を受理する段階で、是正措置が必要な事項について適正な指導を行っている。
- ・変更命令や勧告に至らない段階で、個別指導により対応している。(意見複数)
- ・変更命令や勧告に至る前に、行政指導で対処している。
- ・施業の勧告に至る前に是正指導を行っているため。
- ・施業勧告を行う前の指導に力を入れている。
- ・市町村の指導により対応できているため。
- ・適合しないものがあっても、是正指導により、改善され、施業の勧告等にまで至っていない。
- ・伐採及び伐採後の造林の計画に係る変更命令は、命令に至る以前に林業普及指導職員及び市町村職員等による施業上の指導が事前に行われているため。
- ・行政指導により対処しており、命令・勧告までに至ったケースはない。
- ・伐採及び伐採後の造林届出等については、指導を行っており、該当するような事例は発生していないため。
- ・悪質な法令違反は生じておらず、施業の勧告等の措置を講じる前に森林所有者等への指導で対応している。
- ・市町村における是正指導及び顛末書の提出等に従った。
- ・口頭による指導を実施しているため。
- ・住民に直接接する市町村においては、勧告後の法手続きに抵抗感がある。
- ・個人の財産権を制限すべく森林法に基づく勧告等の措置を講じたとしても、その措置に従わせることは実質的に困難(極めて大きな事務が発生する等)であるとともに、膨大な案件に対し平等に措置を講じることも難しい。
- ・施業勧告についても同様であるが、その他に制度上の問題として、勧告する際の基準が明確でないことや、勧告手続きの先にある分収林契約等の規定が運用する上でのネックとなり、これらの措置を前提とした計画にはなっていないこともあげられる。
- ・計画の遵守勧告や命令措置を講じて、森林所有者等が遵守しない場合に、市町村長が強制的に実行(変更)させる法的な権限や、仮に行政執行を実施した場合に生じる財源保証などが無いため、勧告や命令等の措置を講じること自体の意味が薄い。
- ・措置を講じる必要がある場合として、伐採跡地の造林(人工林は原則2年)が行われていない場合があるが、確認時点では天然更新により樹木が生育し、森林の機能が回復しつつある状況であったため措置を講じないことが考えられる。

- ・市町村の所管業務であるが、市町村合併により担当職員は農・林・水産、場合によっては経済や地域振興の業務までを兼務しており、制度の周知不足や現地調査の困難性に課題があるものと思われる。
- ・市町村には林業専任職員がほとんどいないため、森林法の理解不足。

Q4. 森林・林業基本計画においては、森林を、水土保持林(高齢級の森林への誘導や伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を基本)、森林と人との共生林(自然環境等の保全及び創出を基本)、資源の循環利用林(効率的かつ安定的木材の供給を基本)の3つに機能区分しています。当該3区分に相応しい森林の整備・保全を実施する観点から、区分制度の在り方にかかる課題はありますか。

- ① 区分制度の在り方にかかる課題は大変多い。
- ② 区分制度の在り方にかかる課題は多い。
- ③ 区分制度の在り方にかかる課題は多いとも少ないともいえない。
- ④ 区分制度の在り方にかかる課題は少ない。
- ⑤ 区分制度の在り方にかかる課題はない。
- ⑥ 分らない。

→①~④の場合

区分制度の在り方について、課題と思われる事項を具体的に記入願います。

【A4】

(単位: 件、%)

	①	②	③	④	⑤	⑥	計
回答数	2	12	15	5	9	1	44
回答割合	4.5	27.3	34.1	11.4	20.5	2.3	100.0

→「③ 区分制度の在り方にかかる課題は多いとも少ないともいえない。」の回答が最も多く、全体の34.1%を占める。

【区分制度の在り方について、課題と思われる事項(意見)】

①の回答者

- ・区分といいながら、「補助事業の採択要件」的な意味合いが強い。
- ・水土保持林に優遇措置や事業誘導が集中し、他の2区分のメリットがない。
- ・共生林は、伐採できない等、森林整備のゾーニングとして受け入れ難い。

②の回答者

- ・地域森林計画において、区分に応じた施業方法の指針を定めているが、森林は多面的な機能を有しているため、特に「水土保持」「資源循環」において、施業が大きく変わるこ

ともなく、現場において、区分を意識した施業はあまり見受けられない。

- ・「水土保全林」については、水源かん養機能と山地災害防止機能を重視した森林整備を実施する箇所として区分することとしているが、これらの機能は基本的に全ての森林に共通するもので、「森林と人との共生林」や「資源の循環利用林」と横並びに区分されるものではない。
- ・当初は、この機能区分に併せ、森林整備等の国の支援事業が行われてきたが、現在では、国の支援の要件は緩和され、各機能区域内に限定した事業はほとんどなくなり、地域の状況に合わせた事業選択・採択を行っている。
- ・3区分の設定と森林の整備の実態が伴わない。
- ・理念は良いが、具体的な整備のイメージが見えない。
- ・区分に応じて、補助事業が編成されたため、必要な森林整備を実行するために逆に区分を変更することが生じる。
- ・「水土保全林」が基礎となり、その他の期待される機能に応じて「守るべき森林」と「利用すべき森林」を区分すべきであり、現在の3区分のゾーニングの考え方の見直しが必要と思われる。
- ・森林を明確に3区分にきっちりと区分できるものではなく、また、3区分に区分することにより、補助事業や補助率までも区分されてしまい、森林所有者の意志と相違が生じている。
- ・適切な森林施業の実施や森林保全の確保のためには、地域の森林管理の実態に合うきめ細かな区分が必要で3区分では少ないと考える。
- ・様々な機能を併せ持つ森林を3区分にゾーニングすることには無理がある。また、所有者の意向に沿った事業ができないこともあり、区分を見直すと、本来の趣旨から外れることにもなる。
- ・森林の機能区分は、国から機能区分ごとの面積が示され、都道府県は国の配分案を基本として設定しているため、地域の裁量がほとんどなく、森林所有者の意向も全く考慮されないことから森林所有者に理解された制度とはいいがたい状況となっている。機能区分の趣旨にあった森林整備が課題である。
- ・造林補助制度では、区分毎に適用が定められているものがあるが、区分については、森林所有者の意向が反映されておらず、不公平感が大きい。森林の経営については、所有者の意向によるところが大きく、区分自体が制度の押し付けとなっている。
- ・3区分は、それぞれの区分に相応しい森林の整備・保全を目的に設定しているが、自然保護の観点からの位置付けが不透明なところがある。
- ・区分制度自体の意義はあるが、森林整備事業等の補助事業実施や森林施業計画の認定基準などが区分毎となったため、元来、森林所有者等にとって複雑で理解が難しかった森林整備事業をはじめ各種補助制度や森林施業計画認定制度がより複雑でわかりにくいものとなっている。
- ・今、国をあげて国産材需要拡大、自給率向上を掲げた取り組みが進められており、これを実現するためには、地域の状況にあわせた機能区分に見直す必要があり、また、区分

する際には、区域の重複も認めるべきであると考えられる。

③の回答者

- ・区分制度自体が実際の森林管理を進める上で支障となっているわけではない。3つの機能区分であるため、単純でわかり易いが、その反面、1つの森林が持つ機能は多様であり、区分ごとに森林の理想の姿を固定化することはできず、施業を進める上での必要不可欠な制度とはなっていない。
- ・当県では、水かん、土流等の保安林の指定率が高く、水土保全機能に対する期待が高いことから大部分が水土保全林になっており、3つの機能区分に応じた多様な森林整備を進める観点からすれば、本来の区分制度の役割とその効果は小さい。
- ・森林の区分ごとに事業体系が異なる、施業計画の適合判定基準が異なるなど、事務が複雑な一方で、具体的な施策や補助事業の展開は類似しているため、目標の位置づけが曖昧となり、区分制度がうまく機能していない。
- ・森林はそもそも多様な機能を持っており、特定の機能に特化しすぎると、森林所有者の自発的な意志で多様な森林整備を行おうとする場合、ハードルとなることがある。
- ・施業方針と機能区分が合致していない場合がある。しかしながら、実際に機能区分の変更を求められた事例はない。
- ・大面積所有者等にとっては、区分により一体的な森林施業に支障を来すことも考えられる。
- ・既に3区分により整備・保全を進めているため、今さら制度を変えられても困るが、本来は多面的機能を有する森林を3つに区分することは難しく、在り方には疑問を感じることもある。
- ・長伐期化が進み、水土保全林に区分を見直す傾向があり、区分割合に偏りがでている。
- ・森林を区分して、それぞれの施策展開を行っていくことは必要と思うが、区分の仕方については、地域ごとに考え方が異なってくると思うので、統一的な区分との整合を図ることが難しい。
- ・現在、本県では3つの森林区分をさらに複数の地域に区分して、それぞれの機能を発揮するため、様々な施策を実施している。しかし、県民ニーズの多様化や森林所有者の木材生産に対する期待の変化などから、区分に応じた森林の整備・保全の実施方針について柔軟な対応が必要である。
- ・国ゾーニングと県独自ゾーニングがあるため、整合性がとりにくかったり、森林所有者の誤解を招く恐れがある。
- ・国の目標とする区分割合と地域の実状と必ずしも合致しない。
- ・山地災害へ対処する治山事業について、資源の循環利用林においても山地災害は起こりうるので、その予防や復旧に係る事業が原則的に採択されないのは問題であるし、採択される場合の手続きを簡素化されたい。
- ・そもそも、森林の持つ多面的機能を明確に区分し、ゾーニングすること自体に無理があり、区分することによるメリットも少ないと考える。
- ・森林の機能は1つではなく、整備すれば複数の機能を発揮するため、機能区分で分ける

ことが必ずしも適当であるとは思わない。

- ・本県における3区分の割合は、水土：共生：資源＝85%：10%：5%と、水土保持林が大半を占めているが、これは伐採や造林事業の実施等に制限の少ない水土保持林が無難であるという理由で選択された結果によるものと思われる。
- ・森林が果たすべき役割としては、当該3区分以外に「二酸化炭素の吸収源・貯蔵庫としての役割」や「生物多様性保全への寄与」等があり、これらの区分の枠を超えて求められる重要課題に対応する上では区分ごとの施業の差別化等がないため、3区分の意味合いは薄れているように感じられる。
- ・水土保持林、資源の循環利用林については、小班単位でエリアを分けているが1小班には複数の森林所有者が存在しており、所有者の森林経営に対する考え方も多様である。1所有者の考えがエリアに反映されない場合や所有者の意向により区分が再三変更となる場合がある。

④の回答者

- ・単純に3つに区分できるものではない。林業経営の現場では水土保持林に区分されるものでも、資源循環林に位置付けられるものが多くある。
- ・森林所有者への周知が不足している。
- ・3つの機能区分については、市町村が策定する市町村森林整備計画で定めることになっているが、森林所有者等をはじめ地域住民に機能区分が十分に周知されていないのではないかと感じることもある。
- ・制度が周知されていない。
- ・区分により、造林補助事業の補助内容に差があることから、区分に相応しい森林整備を実施できない部分もある。

(3) 林業の施業について

Q 1. 平成 20 年度に公的補助を受けて整備された作業道・作業路の損壊事例は、何件把握されていますか。

- ・作業道 () 件
- ・作業路 () 件

→ 1 件以上の損壊事例がある場合

損壊事例のうち、行政または森林技術総合研究所の研修・指導を受けたものがありますか。

- ① 研修・指導を受けたものがある。
- ② 研修・指導を受けたものはない。
- ③ 分らない。

→ ①の場合

施工時期・損壊状況・損壊要因等を記入願います。

【A 1】

損壊事例の件数

- ・作業道... 4 都道府県（1～5 件：3 都道府県、6～10 件：1 都道府県）
- ・作業路... 損壊事例なし

1 件以上の損壊事例がある場合

- ・①：1 都道府県、②：3 都道府県

①の場合の損壊状況等

・事例 1

施工時期：H20 年 8 月～11 月

損壊状況：切取法面が崩壊し、崩土が路面を覆い 10m 程の区間が通行不能。

損壊要因：局地的降雨により、不透水層（軟岩）上部の堆積土砂が崩落したものと推測される。

・事例 2

施工時期：H20 年 8 月～12 月

損壊状況：8 m 程の区間で路肩崩壊し、通行不能。

損壊要因：降雨時に切取法面からの湧水が、路肩に浸透し崩壊したものと推測される。

Q 2. 国の公的補助の在り方について、採択要件等を細かく規定している現行制度の課題はありますか。

- ① 運営面での課題は大変多い。
- ② 運営面での課題は多い。
- ③ 運営面での課題は多いとも少ないともいえない。
- ④ 運営面での課題は少ない。
- ⑤ 運営面での課題はない。
- ⑥ 分らない。

→ ①～④の場合

制度運営面について、課題と思われる事項を具体的に記入願います。

【A 2】

(単位：件、%)

	①	②	③	④	⑤	⑥	計
回答数	13	17	8	2	4	0	44
回答割合	29.5	38.6	18.2	4.5	9.1	0.0	100.0

→ 「② 運営面での課題は多い。」以上の回答が全体の 68.1%を占める。

【制度運営面について、課題と思われる事項（意見）】

①の回答者

- ・事務作業が複雑なため、造林補助金事務に携わる担当者に大変な負担を強いている。
- ・制度が複雑すぎる。実施する作業が同じでも事業によって要件等が違っている。また、どの事業での実施が適切かよく解らず、単に予算上の区分となっているものもある。
- ・採択要件が細かいことから、関係者の業務量が膨大となっている。
- ・近年、類似した事業メニューが増え、事業の仕組みが複雑化しており、事業運営面で苦慮していることから、事業構成をシンプルなものに再編してもらいたい。また、1つの事業が地域で定着するためには3年程度を要することから、継続性のある制度設計としていただきたい。
- ・近年、CO2 吸収源対策としての森林整備が促進される中で、既存の制度と類似する新たな制度が創設され、複雑になるとともに、採択要件もより細かになっている。このため、現場では制度（採択要件など）の複雑化に伴い事業の計画等に多大の時間を割き、事業主体が円滑に進められない状況である。
- ・事業区分や事業の種類が多く事業内容を十分に理解することが困難である。また、これにより、事業の執行管理の事務についても、大変煩雑となっている。
- ・補助制度がきめ細かい反面、林齢、規模、計画性、作業内容等の採択要件が複雑で（特に一般の方には）分かりづらい。
- ・様式が複雑で事務が繁雑。（例：市町村森林整備事業計画、森林環境保全整備事業及び森林居住環境整備事業実績定期報告書）
- ・区分のメニューが多すぎる。事務書類が多すぎる。査定制度が事務を複雑にしている
- ・事業メニューが細分化されすぎている。要領において、事業内容、事業主体の要件、査定係数適用の条件等が多岐にわたる他、運用においての取り決めも多く（別途の協定、計画策定等が必要な場合等）事業主体、特に森林所有者にとっては理解するのが困難。
- ・現場では、同じ「間伐」であっても、治山事業、公共造林事業、非公共造林事業、交付金事業と様々な制度が混在しており、制度自体が複雑である。特に造林関係補助事業においては、諸計画との整合や多岐にわたる事業種目があり、かつ、内容が複雑となっており事業を行う森林組合等から簡素化に対する要望・意見が多く出されている。
- ・同種の施業において事業が複数に分かれており、申請者の書類作成や県の確認作業に時間を要する。採択要件が複雑で、補助対象となる森林の詳細な条件が分らなければ正確な補助金の算定ができないため、森林所有者に施業を勧める際には平均的な補助金額で説明せざるを得ない等、課題がある。
- ・同一内容補助であっても事業が複数ある。（森林環境保全、里山エリア、農林連携、林水連携等）→市町村は各事業毎に事業計画を作成する必要があり、計画作成や進行管理が煩雑。
- ・造林補助事業における現在の主な問題点は下記ア～イのとおりであり、これを解決することにより、森林整備が大きく推進すると考えられるため、採択要件の簡素化、事業の一本化及び補助内容の見直しが必要であると考える。

ア 採択要件が複雑かつ詳細に定められており、同じような施業をするにも関わらず複

数の事業に区分されていることから、一般の森林所有者が事業内容を理解することが極めて困難であり、担当職員の負担も甚大である。

- イ 事業のかなりの部分が請負契約形式であるにも関わらず、一般管理費の計上が補助対象として認められず、結果的に補助事業者の自己負担が大きくなる。
- ・補助金額の算定に、査定係数、諸掛費率等の因子が関係し、複雑で分りにくい。
 - ・補助金額を1円単位で管理しなければならないが、県の予算上の扱いは千円単位となり、予算管理事務も煩雑となる。
 - ・地域の特性に合わせた制度運用についての裁量が狭い。（例：積雪条件などにより成育状況は地域によって異なるが、対象林齢は固定）
 - ・（林道整備）採択要件については、課題は少ないように思えるが、重要変更については、基準が厳しいため、国へ協議する機会が多く、事務のうえで負担となっている。
 - ・森林環境保全整備事業は、その事業内容が多く、しかも非常に複雑な要綱、要領になっているため、見落としや適用を間違える恐れがある。里山エリア再生交付金への事業の一本化を希望する。
 - ・経済対策等により定額による森林整備への助成事業が拡充されており従来の森林所有者の負担を求めて行う造林事業（公共）との棲み分けが困難。
 - ・交付制度を本来の目的に合った使用ができるよう見直して欲しい。今のままでは補助金制度と変わらない。
 - ・治山事業の採択基準として、①一級河川上流、②二級河川上流域となっているが、それらに該当してもB/Cの点で採択されないものもある。
 - ・作業道は災害の対象となっていないため、被災した場合、通行できず、適期・適正な森林整備の実施に支障を及ぼす。

②の回答者

- ・森林整備事業（公共）においては、予算区分が4つに区分（経常、里山エリア、漁場保全、農業用水）されているため、事業の執行管理等の事務が煩雑となるうえ、予算の流用ができないなど、実務上の課題がある。
- ・補助制度については、事業内容がメニュー方式を採用している事業が多く、地域の独自性や特色等が出しづらい。
- ・造林事業における年齢要件など。高齢級林分が多くなっており、県単事業で対応せざるを得ない状況である。
- ・補助事業の事業体系及び採択基準が複雑・多岐であるため、事務手続が煩雑である。
- ・事業ごとに要件が詳細に異なることから、現場では混乱を来している。
- ・事業ごとに事業区域を設定することから、複数の事業を実施する場合、モザイク状の事業区域となってしまう、現場での混乱の一要因となっている。
- ・事業メニューが複雑で、事業を実施する者も、それを普及啓発する者も十分理解できない状況にある。
- ・採択要件が他事業と比較して分かりやすい「森林居住環境整備事業」に一本化するなど、事業の整理が必要と考える。

- ・森林施業毎に補助対象となる林齢などの採択基準が異なっている。(例：間伐の場合、育成単層林整備では11～35年生、団地間伐では26～45年生、機能増進保育では31～60年生が採択林齢)
- ・事業によっては市町村との施業協定の締結(例：団地間伐の間伐推進協定、長期育成循環施業の長期育成循環施業協定)や森林施業計画に長期の整備方針を盛り込むこと(例：機能増進保育の場合、長伐期施業実施の明示)を要件としているなど、造林補助制度だけでなく、森林施業計画制度などの諸制度も理解している必要があるため、一般の森林所有者では理解できない。
- ・補助金の計算方法が複雑すぎて利用する人が理解できない。複雑になっている原因の1つが、多すぎる査定係数区分と思われるので、査定係数区分の削減(または廃止)が必要と思われる。
- ・造林補助事業については、財源や制度等により採択要件が細かく規定されているため、森林所有者や森林組合等に制度が理解されにくい。
- ・制度が複雑すぎて、理解が進まない。
- ・県、市町、林業事業者の担当者でさえ、間違えることがある。
- ・事業が多く、かつ複雑なため、森林所有者に分かりづらい(同じ間伐でも多数ある)。
- ・事業名がよく変わるため。
- ・事業の数が多いため、事業計画も多くなり、処理に多大な時間を要する。
- ・都道府県により、森林・林業の状況や課題が異なるため、採択要件を細かく規定せず、少しでも地域の裁量で自由に使える助成制度が必要。
- ・種々の交付金(実質補助金)において、同じ種類の事業種目(例えば作業道設置)があり、それぞれに事業の採択条件や達成しなければならない目標が違う。また、交付金を決定しても、補助採択から事後の報告まで煩雑である。これらの事務に多大な人員・時間が重複して費やされている。
- ・森林整備事業の補助メニューが複雑であり、単純化を望む。
- ・森林整備は、森林所有者の意思によって実施されるが、造林事業の採択要件や補助制度が次第に複雑になっており、また、形骸化した森林施業計画制度と併せ、制度への理解が十分とはいえない状況となっている。造林事業補助制度の複雑化が森林整備推進の支障となっているため、簡素化が必要と考える。
- ・(造林事業)事業区分が多岐にわたり、補助申請や予算執行が複雑となっている。
- ・21年度において、「境界の明確化」に関連する類似事業メニュー(林野庁企画課、計画課)が多数存在する事業形態となり、事業の棲み分けが非常に難しくなっている。
- ・近年、林水・林農連携といった予算区分が増設され、事業内容が既存事業とほとんど変わらないにもかかわらず、計画書の作成、補助金申請事務及び事業執行管理といった業務を予算区分ごとに進める必要があるため、業務量が增大している。
- ・課題は多いが全国的な公平性総一性といった面ではある程度は認めざるを得ない。しかし、地域性や地域の取り組みに対する助成ができない。
- ・全国の都道府県に対して統一した採択要件とすることにより、地域の実情にあわず、成

果が現れにくいケースがある。

- ・森林の施業方法や加工・流通の形態は各都道府県によって違いがあるにもかかわらず、国が決めた細かい基準に沿って補助事業を実施するので本当に実施したい事が出来ない場合がある。
- ・受益戸数の制限の廃止。
- ・間伐の要件に、立木収量比数がおおむね100分の95以上となっているが、事前に確認ができない。

③の回答者

- ・個人が所有する森林の整備に税金で補助するので、一定の採択要件等は必要と考えるが、細かく規定しすぎており、煩雑な制度になっている。
- ・各事業により採択要件に違いがあり、森林組合等申請者側にとまどいがある。
- ・事業ごとに対象林齢が定められているため、隣接した林分で統一した施業ができないなど、施業集約化の阻害となる恐れがある。このため、林齢による区分を緩和し、施業方法による区分にとどめるなど、要件の緩和が必要と考える。
- ・造林補助事業において、事業メニューによっては、間伐の補助対象となる森林に林齢制限が設けられている。
- ・事業目的に応じて採択要件が異なるのは仕方がないところもあり、理解できる。しかし、結果として同じようなメニューであるにもかかわらず、所管や目的の違いだけで、採択要件が異なる場合は、理解し難いので整理・統合をする等の必要がある。
- ・造林補助事業は、採択要件の細分化により、様々な条件の森林整備への対応が可能な補助制度となっている。しかし、各造林補助事業のメニューが多く、それぞれを区分して扱う必要があることから、森林所有者や事業者等利用者には、補助事業内容が分かりにくい制度となっていることに加え、県の管理事務も複雑化かつ増大している。
- ・市町村に対しては、「国の要件」ということで説明しやすい反面、要件に合わない場合も多々ある。
- ・森林整備事業における国の予算が、事業の内容は同じであるが、①森林環境保全整備事業、②森林居住環境整備事業、③農業用水水源地域保全整備事業、④漁場保全関連特定森林整備事業の4つに分かれていることから、申請及び予算の管理等が非常に煩雑になっている。

④の回答者

- ・森林整備事業について、事業区分や作業種の区分が細分化されており、それぞれ対象となる林分が異なるなど様々な条件が付加されていることから、事業主体や森林所有者等が事業の実施において混乱することがある。
- ・制度が複雑なため、森林所有者等に制度の理解を得るのに多少の労力と時間を要する。

(4) 森林組合について

Q 1. 森林組合のみ認められ、他の林業事業体に認められていないことはありますか。

(例：森林簿の交付・閲覧、施業の受託、補助金の交付等)

- ① 森林組合のみ認められることは大変多い。
- ② 森林組合のみ認められることは多い。
- ③ 森林組合のみ認められることは多いとも少ないともいえない。
- ④ 森林組合のみ認められることは少ない。
- ⑤ 森林組合のみ認められることはない。
- ⑥ 分らない。

→①～④の場合

森林組合のみ認められることについて、具体的に記入願います。

また、森林組合のみ認められている理由を記入願います。

- 森林組合のみ認められること
- 森林組合のみ認められている理由

【A 1】

(単位：件、%)

	①	②	③	④	⑤	⑥	計
回答数	1	4	11	6	22	0	44
回答割合	2.3	9.1	25.0	13.6	50.0	0.0	100.0

→「⑤ 森林組合のみ認められることはない。」の回答が最も多く、全体の 50.0%を占める。

【森林組合のみ認められる事例（意見）】

- ・森林簿及び森林計画図の交付（意見複数）
- ・森林簿の交付（個人情報保護規則を設けた組合に限る）
- ・森林簿の交付（ただし、他の林業事業体においても、林業経営にかかる資料作成等の場合、交付申請により交付している。）
- ・森林簿の閲覧（意見複数）
- ・森林簿、森林計画図の提供
- ・森林所有者の委任状等なしでの森林簿等の交付・閲覧
- ・森林計画図、森林簿の管理
- ・補助金等の交付（意見複数）
- ・補助金（造林補助事業に関する補助率上乘せ）

- ・税制優遇措置（林地合理化のための特別控除・森林組合等の貸倒引当金の特例・森林組合等の留保所得の特別控除・森林組合等の事務所等に対する特例）
- ・税制の特例措置
- ・森林GISが配置されている場合に限り、そのデータとして森林調査成果を配備
- ・森林簿電子データの貸与、施業の受託、補助金の交付
- ・施業受託、補助金の代理申請、事業主体となること。
- ・森林整備作業委託の指名
- ・造林補助事業申請事務
- ・造林事業補助システムの配布

【森林組合のみ認められている理由（意見）】

- ・森林組合は、森林所有者を構成員とし、森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林の持続培養及び森林生産力の増進を目的として設立された協同組織であるため。
- ・森林組合員の所有山林を管理する立場にあること。また、森林簿の管理に関して、しっかりしていること。
- ・森林所有者の協同組合であり、小規模で零細な林家のとりまとめをする必要があるから。
- ・準公的機関として取り扱われているから。
- ・森林所有者が組織する協同組合であるため。
- ・森林組合は森林所有者の代表であり、組合員のための森林施業計画の作成や森林施業の実施・集約化に必要な情報であることから、個人情報管理体制の確保を確認した上で提供している。
- ・所有者の協同組合であり、非営利団体であることから。
- ・森林組合が森林所有者のための協同組織で、法律で目的等を規定された公共的団体であるため。
- ・組合員が作成する森林施業計画の基礎資料とするなど、組合員の奉仕をするため。
- ・森林組合は、ある程度広範囲に森林の位置・現況の情報を熟知しているとともに、森林整備作業に精通した作業員等の技術員を多数有しているため。
- ・森林施業計画作成の援助のため、森林計画図及び森林簿を貸与している。
- ・森林所有者への施業等の支援及び森林の養成、生産力の増進を図ることを目的としているため。
- ・森林所有者（森林組合員）への施業提案等及び適切な森林管理のために森林調査成果を使用するため。
- ・森林簿電子データの貸与
→施業の受託や補助金の交付は、現状として森林組合が対象となっており、実行に必要なため貸与している。
- ・施業・補助金
→幅広い森林・林業に関する知識をはじめ、出来高管理、写真管理、安全管理などの施工管理能力を必要とするため。

- ・ 一体的な森林施業を推進するため、森林情報の提供が必要。
- ・ 団地共同森林施業計画の樹立等原則として森林計画制度推進のため、森林所有者相互の調整と施業計画の作成の指導援助を行ってもらうため。
- ・ 森林組合の振興が、施策目的のひとつになっているため。
- ・ 森林組合の育成等、政策的な理由。
- ・ 森林施業計画樹立のみならず、地域森林計画の編成協力、伐採照査への協力、市町村森林整備計画策定協力など、市町村が行う森林・林業行政全般にわたり森林組合が関与しているため。
- ・ 森林施業計画の作成及び森林所有者の便に供するため。
- ・ 当県では、従来から地域全体の森林の整備や保全等地域林業や山村活性化の中核的な担い手が森林組合であること、また森林組合は営利を目的とした事業を行わないことなどから、取扱いに制約を課したうえで貸与している。
- ・ 造林補助制度運用上の優遇措置
- ・ 租税特別措置法、地方税法による
- ・ 個人情報保護条例における例外措置（個人情報保護審査会決定事項）
- ・ 個人情報の保護

Q2. 森林組合は、森林組合法第9条において、国・地方公共団体等を始め、組合員以外の利用措置が設けられていますが、これらの事業を総事業費に対して、どの程度行っていますか。

- ① 総事業費の80%以上
- ② 総事業費の60%以上～80%未満
- ③ 総事業費の40%以上～60%未満
- ④ 総事業費の20%以上～40%未満
- ⑤ 総事業費の20%未満
- ⑥ この様な事業は行っていない。
- ⑦ 分らない。

→①～⑤の場合

これらの事業の受託により、所有規模が小さな組合員に向けた施業が後回しにされていることがあると感じますか。

- ア 後回しにされていることがあると感じる。
- イ どちらかといえば、後回しにされていることがあると感じる。
- ウ どちらともいえない。
- エ どちらかといえば、後回しにされていることがあると感じない。
- オ 後回しにされていることがあると感じない。
- カ 分らない。

→ア～イの場合

後回しにされていることがあると感じる具体的な状況について、記入願います。

【A2】

(単位：件、%)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	計
回答数	0	5	7	11	10	0	11	44
回答割合	0.0	11.4	15.9	25.0	22.7	0.0	25.0	100.0

→「④ 総事業費の20%以上～40%未満」の回答が最も多く、全体の25.0%を占める。

①～⑤の場合

(単位：件)

	ア	イ	ウ	エ	オ	計
回答数	0	5	12	4	12	33
回答割合	0	15.2	36.4	12.1	36.4	100.0

→「ウ どちらともいえない。」及び「オ 後回しにされていることがあると感じない。」の回答が最も多く、それぞれ全体の36.4%を占める。

ア～イの場合

【後回しにされていることがあると感じる具体的な状況（意見）】

- ・ 森林組合によっては、事業量の平準化や作業員の確保等に十分な対策がとられていないため、組合員の森林整備は、公共事業終了後に実施される場合がある。
- ・ 小規模森林組合においては、職員数が限られていることから温暖化対策事業等の現場管理に人員が割かれ、組合員へのサービスが後手に回っている状況が見受けられる。
- ・ 職員数が少なく、事務処理能力から組合員の要望に対応しきれない組合もある。
- ・ 赤字を抱える森林組合では、黒字経営への転換を図るため、公共事業を優先して実施する傾向が見られる。
- ・ 組合員の要請に応じて、真摯に森林施業に取り組む森林組合がある一方、地域によっては「森林組合に間伐作業を依頼したが、なかなかやってもらえない。」という森林所有者の声を聞いたことがある。
- ・ どうしても、組合は損失を抱えるわけにいかないことや森林技術者の雇用確保のため、機関造林などを優先しがちである。
- ・ 補助事業を主体とした組合員の事業に比べ、事業規模が広く負担金徴収の必要もない国等の事業は、収支や労務計画が立てやすいので、先に事業が実施されている状況。
- ・ 安易に利益に走るのではなく、組合員のための組合であるよう、日ごろ指導にあたっている。
- ・ 県では、人工林率が高い地域の森林組合については、森林所有者から長期に施業を受託することにより地域の森林を集約化し、効率的に搬出間伐の実施により森林所有者に利益還元を行なう取組みを進めているところであるが、一部の森林組合においては国有林や旧公団造林地の請負事業を優先し、組合員の施業が後回しにされている事例がある。また、人

工林率が低い地域においては、組合員のための施業そのものが少なく、従来治山事業に依存していたところだが、近年は治山事業の減少や造園・建設業者の入札参加等で組合経営が悪化している事例もある。

- ・小規模所有者だから後回しにするというわけではなく、施業実施のためには、所有界の確認や森林技術者（作業班）の手配など、すぐに取り掛かることができないことや、補助事業の採択を満たしていないため条件を整える必要があることの説明不足があると考えられる。

(5) その他（要望事項等）

Q. 林業や森林の制度全般に関し、改善すべきことや疑問に感じていることがあれば、自由にご記入ください。

【A】

ア. 森林管理全般

- ・一般的に森林が個人の財産であることは十分承知しているが、同時に公共の財産でもあり、森林を適正に維持・管理する責任を持つべきだと思う。森林を放置した場合に何らかのペナルティを課すとともに、行政などが強制的に関与して整備できるようにすべきである。
- ・個人の財産でありながら、社会共有の財産という視点に立てば、放置された森林の公的な管理や森林情報の開示（個人情報保護法の緩和措置）など、現行制度の抜本的な改革が必要な時期となっており、確保した予算を都道府県へ強力に配分するだけでは、現状を打破する森林整備の推進は望めないと考えている。造林事業などの補助制度や各種制度改革を以下のとおりお願いしたい。
 - ① 放置された不在地主等森林の公的整備を可能とすること。
 - ② 森林所有者（納税者）情報の開示を可能とすること。
 - ③ 造林事業の制度改革（事業統合、全額補助、現場・一般管理費の計上）。
 - ④ 建設業等、森林組合以外の森林整備実施主体の確保対策。
- ・罰則の強化について
森林法第 206 条において、地域森林計画対象民有林を無許可で 1 ha を超える開発をした者、保安林内の立木を許可なく伐採した者、保安林内で許可なく土地形質を変更する行為をした者等は、50 万円以下の罰金に処すると規定されているが、あまりに少額であり、罰則が軽く、違法行為の抑止にならない。例えば廃掃法には、5 年以下の懲役又は 1000 万円（法人は 1 億円）以下の罰金等の定めがある。
- ・違法行為に対しては、速やかに立入調査（森林法第 188 条第 2 項）をし、復旧等の指導を行うべきであるが、その立入調査を拒否されて、指導に支障が生じることがある。例えば、宅地造成等規制法第 28 条第 1 号のような、立入を拒んだ者に対する罰則が森林法にも必要である。
- ・その時代、時期により、時流に乗った施策を展開して行こうという姿勢は、良い面もあるが悪い面が多く目立っている。林業や森林整備は、長期的視点で、じっくり腰を据えて進めていかなければならないが、目先のこと、場当たりのこと、場当たり的にころころと施策が変わってしまうため、非常に行く末に不安感が漂っている。確実な施策はないと思うが、もう少し長いスパンでの議論を踏まえた上で、方針転換するような姿勢が望まれる。

- ・森林は、生育するまでに、50 年から 100 年の長い期間を要する。そのような対象を相手に基本計画や森林整備計画を立てる際、現行の 5 年や 10 年計画というのでは、あまりにも短かすぎる。長期の計画（50 年程度）では、もっと大まかな方向性を示す程度とするなど、もっと実態に即した無理のない緩やかな計画とすべきである。また、制度自体も森林・林業基本計画、全国森林計画、森林整備保全事業計画、地域森林計画など事業全体のつながりが、わかりづらく、計画と実行の進捗の度合いが見えにくい。制度ができて、数十年を経過し、森林・林業を取り巻く、状況も大きく様変わりしているので、現状に合わせて、制度をもっと分かりやすく整理していただきたい。

・森林計画について

森林計画制度は「全国森林計画」－「地域森林計画」－「市町村森林整備計画」と連携して全国の森林・林業の方向性を示すものであるが、その整合性を図る手続きが今ひとつ合理性に欠ける。全国計画の目標量が一方的に決められ地域計画に割り振られが、地域の実態とかけ離れた数字が割り振られてくることが多い。もう少し、地域の実態や意向を考慮すべきである。これを難しくしている原因のひとつには、策定期間がまちまちということもあるのではないかと。

- ・森林施業計画を立てていることによるメリットが少ない割に、変更や遵守などの規定による制限が多い。

・保安林解除について

小面積で点在している保安林及び道路等の保安林解除に伴って残置することとなる小面積保安林（いわゆる豆粒保安林）は、保安林としての機能を維持、発揮することが期待できないことから、効率的な土地利用を図るうえで支障がある。このような、豆粒保安林の指定の解除について、現実に応じた柔軟な対応を検討してほしい。

・森林情報等について

所有者の高齢化や不在村化などにより、所有者や境界が不明確な森林が年々増加しており、森林整備を進めるうえで大きな障壁となっている。これらの問題を解決するには時間と労力、費用が多大にかかるうえに、山林に対する関心のなさから当事者の積極的な協力も難しい場合が多い。このため早急に対応しなければ、年々解決が困難になっていく。

- ・木を伐って、使って、植えて育てる循環型林業の確立は、過疎地域の活性化と雇用創出、水資源かん養・国土保全・二酸化炭素吸収など森林の公益的機能発揮に大きな効果を及ぼす。このため、次のとおり森林・林業再生に向けた対策を充実強化し、長期的に展開すること。

1 循環型林業確立に向けて、国産木材の生産・消費等に関する積極的かつ戦略的な対策を展開すること。

(1) 木材の生産拡大と安定流通（取引）のための生産流通基盤の充実

高性能機械と作業道の整備対策の大幅拡充、森林バイオマス生産加工施設の確保と分散配備

(2) 住宅・エネルギー・輸出の分野における木材の消費拡大

- i) 国産木材での住宅建築への助成制度創設、燃料用森林バイオマスの価格補償制度の創設
 - ii) 森林バイオマスボイラー等への設備転換の促進、海外に向けた丸太や加工製品の輸出促進
 - (3) 就業・定住のサポート充実による林業労働力の確保
 - i) 林業従事者の雇用条件・労働環境を改善する対策の大幅拡充
 - ii) 都市部から山村地域へ林業従事者の移動を促進するための住宅・定住支援策の拡充
 - 2 森林の公益的機能を維持・増進するため、国民全体が森林整備の費用を負担する仕組みを導入すること。
 - (1) 森林環境税（仮称）を国税として創設し、その税収を森林面積等に応じて地方公共団体に配分する措置
 - (2) 森林整備に要する地方負担（県、所有者）の大幅な軽減措置
 - (3) ナラ枯れ等の森林病虫害被害、雪害など気象災害、侵入拡大する竹等による荒廃森林の再生対策を、地方負担なしで実施する仕組み
 - (4) 企業等が森林整備費用を負担する場合に、税制上の優遇措置（損金算入等）を適用
- ・ 間伐の繰り返しによる長伐期林に誘導できる林分は限られる。
 - ・ 伐期を迎えた林分はいたずらに間伐で延命させるのではなく、皆伐、再造林を進める施策が必要。
 - ・ 地球温暖化対策や国土の保全といった森林の多面的な機能は、森林の適正な管理により発揮されるが、国内森林の6割を占める私有林の森林整備は、今後の重要かつ主要な施策となってくるものである。

イ. 補助制度

- ・ 補助事業の内容が複雑すぎる。例えば、同じ間伐施策でも何種類かの補助事業が存在している。簡素化すれば、人もお金も削減する事が出来ると思う。
- ・ 事業数が多く複雑。内容が似たような事業もあるため、事業の整理と諸制度の仕組みの簡素化が必要。
- ・ 現行の複雑な補助体系について
 - 森林整備事業は、当初の単層林を標準伐期で皆伐して循環させる施策体系に、複層林・長伐期施策・高齢級間伐など新たな考え方が組み入れられ発展してきたため、非常に複雑なシステムとなっている。このため、補助制度が一般の森林所有者にはわかりにくく使いづらく、補助事務も非常に煩雑となり余分な事務コストを生んでいる。
- ・ 補助制度が複雑で、取組意欲を削がれている事例も聞かれる。事業体系を再編、整理するとともに、個々の事業の仕組みを分かりやすく見直すことが必要と思われる。
- ・ 事業毎にバラツキがある補助率や補助要件などを一元化し、活用しやすい補助制度を要求します。
- ・ 不要となった国庫補助金の返還が容易に行なえるようにしてもらいたい。

- ・ 例えば、間伐をするという作業で、県民が補助金をもらおうとしても、その事業種別や査定係数など、到底理解できない。事務に携わっている県職員でさえ、把握するのは困難である。縦割りをやめて一本化、簡便化するべき。
- ・ 造林補助制度について
 - 森林整備（造林補助）事業は、従来、林業経営のために森林所有者が行う自発的な森林施業に対する補助制度であった。しかし、近年は、森林の公益的機能の発揮を主目的に、事業者等が所有者に提案し同意を得たうえで施業するなど、受動的な実施形態に移行してきており、事業の趣旨・目的が異なってきた。
 - また、近年、定額助成制度によって、所有者の負担軽減が図られるようになったが、依然として事業者等の事務・事業経費は必要最小限しか認められていない現行の補助制度が、事業推進の課題となっている。
- ・ 造林補助金への集約化経費の明示について
 - 集約化や所有界の明確化には経費が生じるが、現行の造林補助金には反映されておらず、所有者をとりまとめて施業を行うと割があわない。
 - そこで造林補助金に集約化経費を明示すれば、森林組合は集約化を進めるとともに、民間も活用した森林整備が促進されると思われる。
- ・ 森林整備の主体は、森林組合や林業事業体を中心であることから、造林関係事業の補助単価に一般管理費を算入すべきと考える。
- ・ 造林事業の補助金返還について
 - 補助金受領後に、土地収用法に該当する事業により返還が必要とされる場合、真にやむを得ないと判断される案件については、一定額以下に限り返還を免除又は県に事務委任などを行うことにより、事務手続きの簡素化・改善をお願いしたい。
 - 現在、返還金額に関係なく多くの書類・図面の提出を申請者に求め、申請書の受領後も判断までには多くの日数を必要としている状況にある。
 - また、返還事案の多くは、公共事業等による返還免除に該当するケースと思われるが、手続きが終了するまでは休止状態となっている。
- ・ 治山事業について
 - これまで補助事業として民有林治山事業が実施され、多数の公共土木施設の整備が進められてきた。これらの中で、経年変化等で維持管理が必要な施設も存在している。
 - 現在、施設の維持管理については都道府県単独予算の対応となっているが、多施設という点に加え、昨今の経済状態で地方自治体の財政状況はよいとは言えず、十分な維持管理費の確保が厳しい状況にある。そのため、維持管理は最小限にとどめるか、規模が小さく人里から距離のある施設などは後回しとなる状況もある。
 - 森林という環境は、荒廃した箇所を手を入れることで、その箇所が復旧されるだけでなく、流域全体の保全につながる性質を持つ。逆に、局所的な荒廃が発生しそれを放置した場合、その影響は流域全体に及ぶ。
 - これは、施設の破損が見られた場合も同様で、総合的に整備した流域が、その破損により効果を十分に保てない場合も多々ある。

については、これまで進めてきた施設の効果を継続的に維持する目的で、積極的に公共土木施設を維持する用途目的限定交付金の創設を要望する。

・林道事業について

森林整備のための基盤となる路網の整備として、林道事業は実施されてきているが、財政状況の厳しい昨今の情勢において、林道の通行機能及び安全機能の確保に多大な労力と経費を要しているが、特に市町村において、財政難から優先順位の下位におかざる得ない状況にあるため、機能維持が非常に困難になっている。

公共補助事業において、路網を延伸させる補助メニューは、充実しているが、既存の林道の機能維持、機能強化に係るメニューが現実的には充実が必要であると考え。

また、公共補助採択要件の林道利用区域面積や林道延長の基準が高いため市町村等営林道では、補助事業に乗れない林道も多い、さらに、補助率も差別化が著しく複雑なメニュー構成となっているため、一律 1/2 補助等の簡素化が必要と考える。

・作業道等の公的補助については、設計積算に不慣れな林業事業体でも取り組むことが容易となる定額補助金方式が望ましい。

ウ. 国と地方のあり方

・全国一律的な制度設計ではなく、地方や地域の特性や事情に応じた事業展開ができるオーダーメイド型の制度設計を検討していただきたい。

・用途を限定しない県が主体的に使用できる弾力的な交付金事業の創設について御検討願いたい。

・国土地理院、林野庁、都道府県が分担して撮影している空中写真については、経済的かつ効果的な事業実施の観点から、そのあり方について御検討願いたい。

・大臣権限の保安林指定・解除についても県で行える制度を要求します。(地方分権の推進)

・保安林制度・林地開発許可制度について

近年、市町村が森林整備計画を策定するなど、森林法に係わる事務が市町村へとシフトしているが、保安林・林地開発の手続きは、現在も県主体の事務となっている。保安林や林地開発の事務は一市町村の区域を超える場合が多く、事務に広域性がある。これらの事務には高度な専門性が必要であるが、都市化が進んだ当県においては、各市町村における森林行政の体制が弱いため、ただ単純に事務を市町村に移譲したとしても、事務を適切に運用していくことはできないと考えられる。

また、現在でも、県では「大臣の権限」という抑止力を借りて、保安林の存続を行っていることは事実であり、今後、国からの権限移譲を議論する際には、大臣の抑止力に代わる仕組みを用意することや、県・市町村の組織体制を強化しなければならないと感じている。

・現行制度では、森林・林業行政に市町村の果たすべき役割が大きい、山村市町村の合併等により、林業行政に専門的知識を有する職員が減少しているように感じる。

・森林・林業の制度の中で、近年市町村に事務が複数移管されたが、市町村の合併による広域化や職員定数の削減等で、各市町村担当者の受け持ち範囲が広がっており、細かな対応

ができていない。県などによる支援の必要性が高まっている。

・国の公的補助について

国の公的補助には、同じような内容のものが複数あり、かつ補助要件がそれぞれで異なるため、複雑で、事業実施者（森林所有者や森林組合など）が利用しにくく、また、それらの事務負担が大きい。このため、公的補助制度の簡素化が望まれる。

現行の補助金制度から地方の裁量に任せる「一括交付金制度」への移行を強くお願いしたい。

・森林・林業にかかる課題は各県や地域によって様々であり、規定の補助体系に縛られ事業の効果が高められないものや、執行時期の制約などにより実行できない事業などが出てきてしまう。

・単年度ごと個別に国から補助を受ける現在の補助制度の方式を改め、各県の基金に複数年分の予算を投下して県や地域主体で計画的に実施することで一体的な林業支援を行えるような方式に転換願いたい。また、事業のメニューについても、県提案事業の採用など、県や地域に裁量を持たせるような柔軟な予算対応を検討いただきたい。

・都道府県等において国が創設した新規事業を実施するためには、事業内容や事業の実施要件等の詳細な情報が必要であることから、地方公共団体の予算編成時期を勘案した早期の情報提供が必要と考えている。

エ. 林業事業体

・中核組合（自立経営を目指し、経営の健全化に積極的に取り組んでいる組合）に認定されている森林組合に対する支援策の検討をお願いしたい。(例)・国庫補助事業（交付金事業含む。）の採択時において、査定ポイントとして追加。・税制上の優遇（法人税等）・運転資金等に対する無利子資金制度の創設

・造林事業や作業道事業において、本来、森林所有者が事業実施主体であるべきにも関わらず、森林組合が事業実施主体に指定されるケースが多い。

・近年、温暖化防止森林吸収源対策等により公共事業が増加しており、それらの実施に手一杯となっている森林組合もある。最近、異業種等からの参入も増加しているが、参入事業体の森林整備技術等が十分でない事例があり、技術研修や機械整備などへの支援が必要となっている。

・生産森林組合は、組合員自ら労働を投下して森林生産活動を行うことが前提となっており、地元森林組合等への外部委託は、管理森林の半分以下しか行えない。しかし、現状は、組合員の高齢化、不在村者の増加により、組合員自ら作業に従事ができなくなりつつある上、森林の高齢級化により、専門家でない組合員自らの作業は危険を伴うなど、組合員自ら森林を整備することは、今後ますます難しくなってくると考えられる。このような状況から、生産森林組合が管理する森林の全部を外部委託できるよう森林組合法改正の必要があると考えられる。

オ. その他

- ・日本は国土の3分の2を森林で占める森林国であり、利用可能な森林の蓄積が量的にも充実しているにもかかわらず、木材自給率は約2割である。豊かで再生産可能な国内の森林資源を国を挙げて様々な形で最大限に継続的に活用していくことが必要と感じている。
- ・木材利用を拡大することが、林業の再生、森林の整備の推進にもっとも重要なことであり、そのために実需者や消費者に対し、木材の特徴や利点等を普及するとともに、木材利用の推進方策をさらに検討すべきである。
- ・山村定住のための所得補償につながる制度の充実
相続税の木材評価額が現行の木材価格と乖離しており、リアルタイムの補正が必要。
小中規模森林所有者が、林地残材を地元の製材工場やチップ工場へ自伐搬入する場合の買取価格の保証。
木質バイオマス発電施設によってつくった電力について、太陽光発電同様の価格での買取を制度化。
- ・作業道等について
同じ施工基準で開設しても、作業者の作設技術の差により耐久性に大きく差がでる。近年、異業種からの参入も増加しており、作設技術の習得・向上のため研修・指導が必要。
- ・公共施設の木造化、エネルギー部門のバイオマス利用など、森林・林学の活性化だけでなく、ライフサイクルコストの低減や、地球温暖化対策に有効な取組について、国は本気で取組むべきである。
- ・山林の固定資産税が安すぎるため、放置山林が逆に増える。もっと固定資産税を上げるべき。
- ・森林経営は、今日の材価では成り立たず、林業への投資（再造林）を行なう者はいない。
- ・再造林を森林所有者に求めるのは困難。
→国庫による全額支援（定額）が有効。

以 上